

令和5年度分 市民税・県民税申告の手引



市民税・県民税（住民税）は、様々な行政サービスを提供するための財源として、市民の皆様にご負担いただく大切な税金です。この手引をご覧ください、申告をお願いします。

1 新型コロナウイルス感染防止対策にご協力をお願いします

- (1) 昨年度の申告は、皆様のおかげで、地区割により混雑状況を緩和できたことから、今年も次のとおりお願いします。
 - ・お住まいの自治会ごとに割り振らせていただいた日程・会場にお越しください（7、8ページ「地区割表」、6ページ「申告会場 日程表」）。
 - ・割り振らせていただいた日程でのご来場が難しい方は、別の日程・会場でも申告可能ですが、ご協力をお願いします。
- (2) 会場での検温・手の消毒・マスクの着用にご協力ください。
- (3) 発熱等の症状が出ている方はご来場をお控えください。
- (4) 所得税の確定申告はスマホ、パソコンを利用した電子申告をご利用ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- (5) 市民税・県民税申告は自主提出、郵送申告をご利用ください（2ページ「5 申告方法」）。



市 HP

2 市民税・県民税の申告受付日時・会場

- (1) 申告日時
申告期間：令和5年2月16日（木）～3月15日（水）
申告時間：午前8時30分 開場、午前9時 申告受付開始
- (2) 地区ごとの日程・会場
7、8ページ「地区割表」、6ページ「申告会場 日程表」をご覧ください。
期間中の申告書作成のご相談は各申告会場又は税務署でお願いします。市役所税務課窓口では作成された申告書の受付のみ行います。

3 申告の対象者

- (1) 市民税・県民税の申告が必要な方
令和5年1月1日現在、上田市にお住まいの方で、以下に該当する方は市民税・県民税の申告が必要です。ただし、税務署に確定申告書を提出した方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。申告が必要か判断するため、5ページのフローチャート「あなたは市民税・県民税の申告が必要ですか？」もあわせてご覧ください。
 - ① 営業等、農業、不動産、配当、雑、一時、譲渡等の収入があった方
 - ② 給与や年金の収入があった方で、別の収入があった方や所得控除を申告する方
給与が年末調整済みである、もしくは公的年金等の収入の合計額が400万円以下であり、その他の所得の合計額が20万円以下である方（所得税の還付申告などで確定申告書を提出した方を除く）。
 - ③ 申告をすることで市民税・県民税が非課税となる方
障害者、ひとり親、寡婦、未成年者で、令和4年中の合計所得が135万円以下の方は申告することで非課税となります。
 - ④ 令和4年中に収入がなかった方や、遺族年金や障害年金等の非課税所得のみの方（上田市内住民の税法上の扶養親族になっていれば申告不要）

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に加入されている方や、福祉・公営住宅・教育関係の制度等において市民税・県民税の申告が必要とされている方。各種制度に関する詳細は、各担当課へお問い合わせください。【国保年金課（TEL 75-7101）高齢者介護課（TEL 23-6246）福祉課（TEL 23-5130）住宅課（TEL 23-5176）子育て・子育て支援課（TEL 23-5106）】

- (2) 税務署での申告が必要な方（詳しくは、税務署にお問い合わせください。）

以下に該当する方は、税務署での申告をお願いします。

- ① 雑損控除の申告をする方
 - ② 青色申告の方
 - ③ 株式や土地の譲渡所得がある方
 - ④ 山林所得がある方
 - ⑤ 住宅借入金等特別控除の申告をする方 等
- ※上田税務署では、コロナ対策のため令和5年2月1日から確定申告を受け付けます。

上田税務署

〒386-8720
上田市中央西 2-6-22
TEL 22-1234

4 会場での申告に必要なもの

皆様の申告を短時間で終わらせるため、事前に、収入・経費・医療費等合計の計算をお願いします。

- (1) 令和4年中の収入や必要経費等が分かるもの

給与、公的年金等の源泉徴収票	源泉徴収票の再発行は ①給与：お勤め先 ②公的年金：日本年金機構ねんきんダイヤル（TEL 0570-05-1165）
収支計算書や帳簿類等	事前に収入・経費合計の計算をお願いします。

- (2) 各種控除に必要な領収書、証明書等 ※証明書等がない場合、申告受付はできません。

社会保険料控除	支払証明書、控除証明書、領収書等 国民年金保険料の控除証明書の再発行は日本年金機構：ねんきん加入者ダイヤル（TEL 0570-003-004）もしくは小諸年金事務所（TEL 0267-22-1080）
医療費控除	医療費の明細書、領収書又は医療費通知（事前に医療費の合計を計算してください）
生命保険料、地震保険料控除	保険会社等の控除証明書、払込証明書
障害者控除	身体障害者手帳や療育手帳等
寄附金控除	寄附金の領収書等

- (3) マイナンバーカード（申告者本人・扶養親族のもの）

マイナンバーカードではなく個人番号通知カードや個人番号記載の住民票等をお持ちになる場合

- ・申告者本人の運転免許証等の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。
- ・顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、保険証、住民基本台帳カード、年金証書等の証明書等2点以上の提示が必要です。
- ・郵送で申告書を提出する場合はこれらの証明書等の写しの同封が必要です。

5 申告方法

申告会場は大変混雑します。コロナ対策のため、(2) 電子申告、(3) 自主提出、(4) 郵送提出をご利用ください。

- (1) 申告会場で作成して提出

6ページ「申告会場 日程表」、7、8ページ「地区割表」をご確認ください。

- (2) 電子申告

所得税の確定申告はスマホ、パソコン等を利用した電子申告をご利用ください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

- (3) 自主提出

記入した市民税・県民税申告書と必要書類（「4 会場での申告に必要なもの」）を次の場所に設置された「提出箱」に提出してください。設置場所：申告会場、市役所税務課、各地域自治センター

- (4) 郵送提出

記入した市民税・県民税申告書と必要書類（「4 会場での申告に必要なもの」）を6の提出先に郵送してください。



市 HP

6 郵送による提出先及び市民税・県民税の申告に関する問い合わせ先

〒386-8601 上田市大手1-11-16 「上田市役所 財政部 税務課 市民税係」 宛
TEL 23-5115 ※各地域自治センターには税の担当部署がありませんので、「税務課市民税係」までお問い合わせをお願いします。

住所・氏名・個人番号・生年月日

令和5年1月1日現在の住所・氏名・個人番号・生年月日・電話番号等を記入してください。

【 申告書の書き方 】

(令和4年1月1日から12月31日までの内容を記入してください。)
*令和4年中に収入のなかった人は、申告書表面の一番下の欄を記入してください。

① 所得 (令和4年1月1日から12月31日までのもの)

所得の種類	内 容	備 考
営業等	商・工業や自由業等の自営業	申告書裏面1に記入してください。平成20年度分から、減価償却資産の償却方法が改正されています。
農業	農産物の生産、家畜の飼育等	申告書裏面1に記入してください。
不動産	地代・家賃等	申告書裏面2に記入してください。
利子	預貯金の利子等	お問い合わせください。
配当	株式や出資の配当	
給与	給与、賃金、賞与等	給与と収入欄に記入してください。(源泉徴収票がある人は添付) 源泉徴収票がない人は、裏面「3 給与と所得」の欄に記入してください。 給与と所得額 = 給与収入 - 給与と所得控除額

給与と所得の計算方法

給与収入 551,000円未満	給与と所得 = 0円
給与収入 551,000円～1,619,000円未満	給与と所得 = 給与収入 - 55万円

*上記以外の金額については、お問い合わせください。

① 公的年金等
国民年金、厚生年金等
年金収入欄に記入してください。(源泉徴収票添付)
*遺族年金、福祉年金、障害年金等を受給している人は、申告書表面の「令和4年中に所得がなかった人は該当する番号に○をしてください」の欄に記入してください。
公的年金等に係る雑所得 = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額

公的年金等に係る雑所得の逆算表 (年金以外の所得額により変動します)

受給者の年齢	(A)公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満の人 (昭和33年1月2日以前生まれ)	600,000円まで	0円
	600,001円から1,299,999円まで	(A) - 600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	(A) × 75% - 275,000円
65歳以上の人 (昭和33年1月1日以前生まれ)	4,100,000円から7,699,999円まで	(A) × 85% - 685,000円
	1,100,000円まで	0円
	1,100,001円から3,299,999円まで	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	(A) × 75% - 275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	(A) × 85% - 685,000円

*上記以外の金額については、お問い合わせください。

② 業務…原稿料、講演料又はシルバー人材センターからの配分金等
③ その他…生命保険契約に基づく年金等

総合譲渡	車両、機械、営業権等不動産以外の資産の譲渡	保有期間が5年以下…短期 5年超…長期 特別控除50万円
一時分離	生命保険金、賞金、懸賞金等	特別控除50万円
分離	分離譲渡、株式、山林等	税務署にお尋ねください。

市民税・県民税の計算の仕方 (総合課税分)

$$\begin{aligned} & \text{① 収入金額} - \text{必要経費等} = \text{所得金額} \\ & \text{② 所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税標準額} \\ & \text{③ 課税標準額} \times \text{税率 (一律10\% (県民税 4\% 市民税 6\%))} - \text{税額控除額等} = \text{所得割額} \\ & \text{④ 所得割額} + \text{均等割額*} = \text{年税額} \end{aligned}$$

*防災事業の財源とするため、平成26年度から令和5年度までの間、市民税と県民税の均等割額がそれぞれ500円引き上げられました。

◎ 寄附金税額控除 (申告書裏面「6 寄附金に関する事項」に寄附した金額を記入してください。)
(内容) 長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部、上田市が条例で指定した団体、都道府県、市区町村に対して令和4年中に寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額 (総所得金額等の合計額の30%を上限) の10% (市民税6%、県民税4%) に相当する金額を、調整控除後の市民税・県民税 (所得割) から控除します。
○加えて、都道府県、市区町村に対する寄附金 (ふるさと納税) が2千円を超える場合には、その超える金額に地方税法に定める割合を乗じて得た金額 (所得割額の20%を上限) を、上で求めた控除額に更に加算します。
○ふるさと納税において、一定の要件に該当する方が税制上の優遇措置を受けることができる制度 (ワンストップ特例制度) を申請している場合であっても、所得税や市民税・県民税の申告書を提出した場合、または、所得税や市民税・県民税の申告書を提出する必要がある場合には、この制度の対象外となります。

令和5年度 市民税・県民税 申告書 (申告先) 上田市長 宛 付 印

住所	上田市 大手1丁目11番16号	電話番号	22-4100	通知書番号	
フリガナ	ウエダ イチロウ	世帯主氏名	上田 一郎	処理欄	
氏名 (代理人)	上田 一郎	続柄	本人	職業 (屋号)	(株)上田
生年月日	明大 26.2.16	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	裏面・源泉・内訳	上田市使用欄

月 日提出 令和4年中に所得がなかった人は、この面の一番下の赤枠の欄に記入してください。

所得の種類	収入金額 (円)	必要経費 (円)	専従者控除額・特別控除額 (円)	所得金額・控除金額 (円)
① 所得	1,000,000	200,000		800,000
業 業				
業 業				
不 動 産				
利 子				
配 当 (当の欄)				
給 与	1,000,000	源泉徴収票のない人は裏面3も記入してください。		450,000
公的年金等	1,400,000	遺族年金、障害年金はこの面の一番下の赤枠の欄に記入してください。		300,000
雑 業 務				
その他 (個人年金等)				
総合譲渡 (短・長)				
公的年金等以外の合計所得金額	1,250,000			155,000

雑損控除	損害を受けた資産の種類	損害金額	保険等で補てんされる金額	災害関連支出の金額	控除金額 (円)
医療費控除	①支払った医療費 ②保険等で補てんされる金額 ③差引負担額 (①-②) ④10万円と①のいずれか少ない金額				38,000
社会保険料控除	国民健康保険料支払金額 国民年金支払金額 介護保険料支払金額 後期高齢者医療保険料支払金額 源泉徴収額の社会保険料	80,000円 120,000円		70,000円	270,000
生命保険料控除	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金と確定拠出年金の掛金との合計額	40,000円		40,000円	45,000
地震保険料控除	地震保険料分				
本人該当欄	障害者 (①身体・精神・療育) 3級 ひとり親 寡婦 死別離婚 勤労学生 学校名 居住形態 (□年調以外かつ専修学校等) 配偶者の合計所得金額				260,000
配偶者控除	氏名 上田 春子 生年月日 明大 30.5.5 障害者 別居 () 配偶者の合計所得金額 0円				330,000
扶養親族	氏名 上田 夏美子 生年月日 明大 60.10.10 障害者 同居 () 氏名 上田 秋男子 生年月日 明大 21.3.4 障害者 同居 ()				430,000

令和4年中に所得がなかった人は、該当する番号に○をしてください。
1 扶養されていた (仕送り・援助を受けていた) 本人の氏名 住所 続柄
2 学生であった (令和5年1月1日現在) 学校名 年 月卒業予定
3 次のいずれかに該当する (該当する箇所にチェックしてください) □遺族年金を受給 □障害年金を受給 □傷病手当を受給 □失業給付を受給 □生活保護などの公的扶助を生活 □その他 (生活状況を記入してください。預貯金で生活など。)

納税方法の選択
あてはまる人のみ1・2のいずれかを○で囲んでください。

障害者とは

区 分	特別障害に該当する人	普通障害に該当する人
身体障害者手帳	1級 2級	左記以外
戦傷病者手帳	特別項症から第3項症	左記以外
療育手帳	A	B
寝たきりの人	半年以上常に就床を要し、複雑な介護を必要とする人	
65歳以上の要介護認定者で、市が発行した認定書のある人	認知症高齢者、障害高齢者の日常生活自立度により、障害者に準ずる者として市の認定を受けた人 ※詳しくは高齢者介護課又は丸子・真田・武石各地域自治センター市民サービス課の担当へ	

事業専従者

*申告書裏面に記載してください。
事業主と生計を一にする親族でその事業に従事した期間が1年間を通し6か月以上の人が該当します。控除額は専従者の給与収入になります。1人当たりの専従者控除額は、次のいずれか低い方になります。
事業所得の合計額 ÷ (専従者数 + 1) 限度額50万円 (配偶者は86万円)

配偶者控除 (配偶者の合計所得が48万円以下の場合)

控除対象配偶者	控除額 (万円)		
	申告者の合計所得額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
33	22	11	0
38	26	13	

配偶者特別控除 (配偶者の合計所得が48万円超133万円以下の場合)

配偶者の合計所得額	控除額 (万円)		
	申告者の合計所得額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33	22	11
100万円超 105万円以下	31	21	11
105万円超 110万円以下	26	18	9
110万円超 115万円以下	21	14	7
115万円超 120万円以下	16	11	6
120万円超 125万円以下	11	8	4
125万円超 130万円以下	6	4	2
130万円超 133万円以下	3	2	1
133万円超	0	0	0

② 所得から差し引かれる金額

控除項目	内 容	計 算 方 法
雑 損	災害、盗難、横領等により住宅や家財などに損害を受けた場合	(損失額 - 保険金等で補てんされた金額) - 総所得金額等の合計額の10%と (災害関連支出 - 5万円) のいずれか多い方の金額
医 療 費	あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 医療費控除の明細書	(支払った医療費の合計額 - 保険金等の補てん額) - (所得の合計の5%か10万円のいずれか少ない方の金額) 最高200万円
医 療 費 控 除 の 特 例	あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払ったスイッチOTC医薬品を購入した場合 医療費控除の明細書	(スイッチOTC医薬品の購入費) - 12,000円 最高88,000円
社会保険料	社会保険料 (後期高齢者医療制度の保険料、国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料等)	支払った金額 (支払い金額がわかるものを持参してください。国民年金の場合は、日本年金機構からの証明を持参してください。) ※後期高齢者医療制度の保険料、国民健康保険税・介護保険料の納付額は国保年金課から送付された【税申告用】納付済通知書(ハガキ)を参照してください。
小規模企業共済等	第一種小規模企業共済掛金 心身障害者扶養共済掛金等	支払った金額

対象：一般の生命保険料、介護医療保険料及び一定の要件にあてはまる個人年金保険料	旧制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料)		新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料)	
	年間の支払保険料	控除金額	年間の支払保険料	控除金額
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額	
15,001円～40,000円	支払保険料 × 1/2 + 7,500円	12,001円～32,000円	支払保険料 × 1/2 + 6,000円	
40,001円～70,000円	支払保険料 × 1/4 + 17,500円	32,001円～56,000円	支払保険料 × 1/4 + 14,000円	
70,001円以上	35,000円	56,001円以上	28,000円	

~生命保険料控除額の計算方法~
一般の生命保険料控除額及び個人年金保険料控除額
① 新制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額 (最高28,000円) …上記右表により算出してください
② 旧制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額 (最高35,000円) …上記左表により算出してください
③ ①+②の合計額 (最高28,000円)
②と③のいずれか大きい金額が控除額となります
介護医療保険料控除額
① 新制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額 (最高28,000円) …上記右表により算出してください
② ①の金額が控除額となります

一般の生命保険料控除額・介護医療保険料控除額・個人年金保険料控除額をそれぞれ上記計算方法で算出し、それらの合計額を全体の控除額とします。ただし、限度額は70,000円

対象：住宅や家財等の生活資産の地震保険料		控 除 内 容	控除限度額
地震保険料	地震保険料契約に関する保険料の1/2	旧長期損害保険 (平成18年12月31日までの契約締結分)	10,000円
		地震保険料契約と旧長期損害保険契約がある場合 地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額の合計	25,000円
		※一つの契約の中に地震保険部分と旧長期損害保険部分がある場合は、選択によりいずれか一方の契約区分に該当するものとして地震保険料控除の控除額を計算します。	

申告者本人が該当する項目を○で囲んでください。

控除項目	内 容	控 除 金 額
障 害 者	障害者手帳等に記載されている「種類」と「級」を記入。普通障害・特別障害の区分は左下の表をご確認ください。	普通障害 26万円 特別障害 30万円
ひとり親	婚姻歴の有無や性別に関わらず、子を扶養している単身者 (合計所得500万円超の人、内縁の夫・妻がいる人は対象外)	30万円
寡 婦	夫と死別 (離婚) した後再婚していない人で、子以外を扶養している人。ただし、死別の場合は扶養親族がいなくても該当します。 (合計所得500万円超の人、内縁の夫がいる人は対象外)	26万円
勤労学生	学生で、合計所得が75万円以下であり、そのうち給与と所得以外の所得が10万円以下の人	26万円

氏名、続柄、個人番号、生年月日、同居(別居)、障害がある場合は「種類」と「級」を、必ず記入してください。

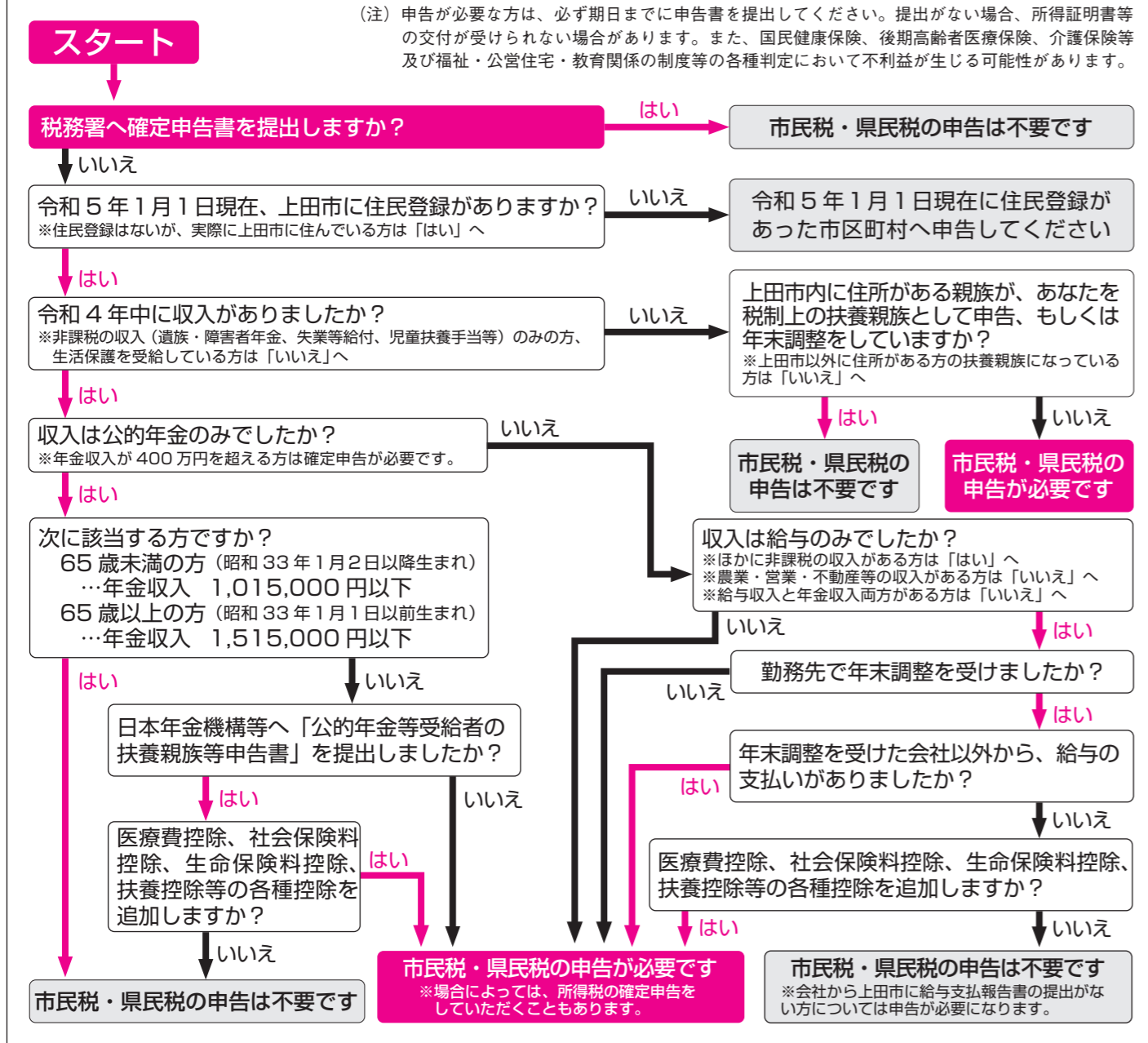
控除項目	内 容	控 除 金 額
配 偶 者	生計を一にする配偶者 (内縁は除く。) で、前年の合計所得が48万円以下である場合 (専従者は除く。)	一般の控除対象 配偶者 33万円 老人控除対象 配偶者 38万円 *老人 (昭和28年1月1日以前に生まれた人)
	配偶者を除いた生計を一にする親族で前年の合計所得が48万円以下である場合 (専従者は除く。)	年少扶養 0万円 老人扶養 38万円 一般扶養 33万円 同居老親 45万円 特定扶養 45万円
扶 養	※年少扶養親族の扶養控除はありませんが、必ず、氏名・個人番号・生年月日等を記載してください。	*特定 (平成12年1月2日～平成16年1月1日生) *老人 (昭和28年1月1日以前に生まれた人) *年少 (平成19年1月2日以降に生まれた人)
	障害者手帳等に記載されている「種類」と「級」を記載	普通障害 26万円 特別障害 30万円 同居特障 53万円 ◎年少扶養親族も障害者控除の対象となります。
基礎控除	合計所得 2,400万円以下	43万円
	合計所得 2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	合計所得 2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	合計所得 2,500万円超	0円

この「申告の手引」は、一般的な事柄について説明してあります。

【あなたは市民税・県民税の申告が必要ですか？】

(下記の図は、申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。)

(注) 申告が必要な方は、必ず期日までに申告書を提出してください。提出がない場合、所得証明書等の交付が受けられない場合があります。また、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等及び福祉・公営住宅・教育関係の制度等の各種判定において不利益が生じる可能性があります。



【令和5年度からの主な改正点】

- 住宅ローン控除の適用対象の入居期限が令和4年1月1日から令和7年12月31日までに延長されました。
- 所得税の住宅ローン控除の見直しに伴い、市民税・県民税における控除限度額等が見直されました。
令和4年1月～令和7年12月に入居した場合の控除限度額 ⇒ 課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
(注) 入居した年月が平成26年4月～令和3年12月の場合には控除限度額が異なります。
- 令和5年度から市民税・県民税の非課税判定において未成年者の年齢が引き下げられます。
民法における成年の年齢が18歳になったことから、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳である方は市民税・県民税の非課税判定において未成年者にはあたらないこととなりました。
未成年者は前年中の合計所得が135万円以下であれば非課税とされますが、未成年者でない方は合計所得金額が41万5千円を超える場合には課税となります。
(注) 扶養親族がいる場合には非課税となる合計所得金額の範囲が変わります。

【市民税・県民税の申告会場と日程表】

期日	主会場	上田出張会場	丸子会場	真田会場	武石会場
受付時間	午前 9:00 ~ 11:30 午後 1:00 ~ 4:00	9:00 ~ 11:00 1:00 ~ 3:30			
2月16日 木	サントミュージゼ	川西公民館 (川西地域自治センター)	/	/	武石地域 総合センター
2月17日 金					
2月18日 土	土日祝日は申告受付を行いません				
2月19日 日	土日祝日は申告受付を行いません				
2月20日 月	サントミュージゼ	塩田公民館 (塩田地域自治センター)	/	/	武石地域 総合センター
2月21日 火					
2月22日 水	土日祝日は申告受付を行いません				
2月23日 木	土日祝日は申告受付を行いません				
2月24日 金	サントミュージゼ	塩田公民館 (塩田地域自治センター)	丸子地域 自治センター	/	/
2月25日 土	土日祝日は申告受付を行いません				
2月26日 日	土日祝日は申告受付を行いません				
2月27日 月	サントミュージゼ	塩田公民館 (塩田地域自治センター)	丸子地域 自治センター	/	/
2月28日 火		豊殿地域 自治センター			
3月1日 水	土日祝日は申告受付を行いません				
3月2日 木	土日祝日は申告受付を行いません				
3月3日 金	土日祝日は申告受付を行いません				
3月4日 土	土日祝日は申告受付を行いません				
3月5日 日	土日祝日は申告受付を行いません				
3月6日 月	サントミュージゼ	/	丸子地域 自治センター	真田地域 自治センター	/
3月7日 火					
3月8日 水	土日祝日は申告受付を行いません				
3月9日 木	土日祝日は申告受付を行いません				
3月10日 金	土日祝日は申告受付を行いません				
3月11日 土	土日祝日は申告受付を行いません				
3月12日 日	土日祝日は申告受付を行いません				
3月13日 月	サントミュージゼ	/	丸子地域 自治センター	真田地域 自治センター	/
3月14日 火					
3月15日 水	土日祝日は申告受付を行いません				

【各会場の注意点】

- 各会場とも「午前8時30分 開場」、「午前9時 申告受付開始」となっています。
申告会場の順番受付は、会場の準備が整い次第開始しますのでご了承ください。
- サントミュージゼの各施設は午前9時から業務開始となります。
業務開始前は申告受付で利用する場所以外には立ち入らないようお願いします。
また、サントミュージゼは火曜日が休館日のため、美術館や大ホール等の施設への立ち入りはできません。
- 十分な駐車スペースのない会場があります。できる限り公共交通機関等をご利用ください。

【地区割表】 コロナ対策のため、お住まいの自治会ごとに割り振らせていただいた日程・会場にお越しくださいますようご協力をお願いします。

主会場		自治会		地区	上田出張会場		自治会		地区	武石会場		自治会		地区
サ ン ト ミ ュ ー ゼ	2月16日 (木)	踏入・泉町・上常田・中常田・下常田	東部	川西公民館	2月16日 (木)	仁古田・岡・浦野・越戸・上室賀	川西	武石地域総合センター	2月16日 (木)	鳥屋・片羽・上小寺尾・唐沢小原・西武	武石			
	2月17日 (金)	北常田・材木町・常入 横町・海野町・原町・袋町・馬場町・田町・丸堀町・木町・北大手町	中央		2月17日 (金)	藤之木・浦野南団地・小泉・下室賀・ひばりヶ丘			2月17日 (金)	沖・堀之内・権現				
	2月20日 (月)	南天神町・泉平・天神の杜・北天神町・松尾町・鷹匠町・本町・末広町・大手町 上川原柳町・下川原柳町・愛宕町・上鍛冶町・鍛冶町・上房山・下房山・山口・上紺屋町	南部	塩田公民館	2月20日 (月)	下組・富士山中組・奈良尾・平井寺・鈴子・石神	東塩田		2月20日 (月)	藪合・中島・市之瀬				
	2月21日 (火)	柳町・新田・蛇沢 下紺屋町・緑が丘	北部		2月21日 (火)	柳沢・下之郷・桜 下本郷・東五加・上本郷・上小島			2月21日 (火)	七ヶ・築地原・大布施巣栗				
	2月22日 (水)	鎌原・西脇・新町・諏訪部・生塚・常磐町・新屋・緑が丘北・緑が丘西・城北	西部		2月22日 (水)	五加・中野・下小島	中塩田		2月22日 (水)	下本入・下小寺尾・小沢根・余里				
	2月24日 (金)	小牧・諏訪形・三好町	城下	自治センター	2月24日 (金)	保野・学海南・舞田・八木沢・八舞・学海北・セレーノ八木沢 十人・塩田新町	西塩田	丸子会場		自治会		地区	内村	
	2月27日 (月)	中村・千曲町			2月27日 (月)	東前山・西前山・手塚・山田・野倉 分去・大湯・院内・上手	別所温泉	2月24日 (金)	西内・平井・荻窪					
	2月28日 (火)	御所・中之条			2月28日 (火)	下吉田・林之郷・下郷・岩清水・矢沢・赤坂・漆戸	豊殿	2月27日 (月)	和子・下和子・辰ノ口					
	3月1日 (水)	須川・朝日ヶ丘 秋和・上塩尻・下塩尻			塩尻	3月1日 (水)	森・大日木・長入・宮之上・小井田・中吉田・町吉田・ひかり・桜台		2月28日 (火)	石井・坂井				
	3月2日 (木)	神畑・築地・東築地	川辺・泉田	真田地域自治センター	真田会場		自治会		地区	丸子地域自治センター	長瀬	丸子中央		
	3月3日 (金)	倉升・下之条			3月2日 (木)	つくし・横尾・四日市	長	3月2日 (木)	藤原田 下長瀬					
	3月6日 (月)	半過・福田・吉田			3月3日 (金)	横沢・真田・十林寺・石舟・戸沢		3月3日 (金)	上長瀬・長瀬中央					
	3月7日 (火)	上田原・川辺町	3月6日 (月)		菅平・大日向・角間	傍陽	3月6日 (月)	三反田・下丸子						
	3月8日 (水)	大屋・岩下・下青木・みすす台南	3月7日 (火)		入軽井沢・岡保・傍陽中組・穴沢・三島平		3月7日 (火)	海戸・沢田						
	3月9日 (木)	みすす台北・上青木・梅が丘・久保林・黒坪・上沢・下堀・上堀	神川		3月8日 (水)	大庭・曲尾・田中・下横道	本原	3月8日 (水)	中丸子					
	3月10日 (金)	国分 畑山・伊勢山・富士見台・神科新屋・住吉が丘			3月9日 (木)	萩・中横道・上横道 上原・下郷沢		3月9日 (木)	腰越					
	3月13日 (月)	野竹・西野竹・笹井・川原・岩門・金井	神科		3月10日 (金)	中原・大畑・町原	依田	3月10日 (金)	八日町 御嶽堂					
	3月14日 (火)	染屋・大久保・長島・金剛寺			3月13日 (月)	小玉上郷沢・赤井・下塚・竹室・荒井		3月13日 (月)	北原・茂沢・尾野山					
3月15日 (水)	指定なし	3月14日 (火)			表木・下原・出早	3月14日 (火)		飯沼						
3月15日 (水)	指定なし		3月15日 (水)	指定なし		3月15日 (水)	指定なし							